

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第20号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）等の一部改正に伴い、国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減制度の拡充のため、所要の改正をしたので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくをお願いします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第20号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年5月8日、開成町長、府川裕一。

それでは、先に本条例の概要について、御説明させていただきます。

国民健康保険税につきましては、昨年12月に閣議決定されました平成29年税制改正大綱におきまして、国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げが決定をされました。これを受けて、総務省は、去る3月31日に、地方税法の一部改正に係る政令を公布いたしました。今回の条例改正は、この政令改正を受けて条例の改正案を御提出させていただくものでございます。

改正の趣旨でございますが、低所得者に対する国民健康保険税の減額措置の対象となる世帯の減額判定の所得について見直しが行われました。

現行の5割減額の基準につきましては、基礎控除額33万円に加えて、被保険者数に乗ずる金額を26万5,000円としておりますけれども、これを27万円とし、また、2割減額の基準につきましては、同様に48万円が49万円とされました。

なお、例年行われておりました、保険税の課税限度額の段階的引き上げにつきましては、今回は実施されておきませんので、この点についての改正はございません。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

開成町条例第 号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第24条第2号の改正となりますが、基礎控除額33万円に加え、被保険者数に乗ずる金額を26万5,000円から27万円に改正いたします。

次に第3号です。2ページをご覧くださいまして、同様に48万円を49万円に改正をいたします。

なお、これによります、国民健康保険加入世帯への影響でございますが、医療分のみで御説明をさせていただきますと、低所得者に係る軽減の世帯数は5割低減、試算ですけれども、239世帯が247世帯に増えます。また、2割軽減につきましては、247世帯が、これは逆に2世帯が減りまして245世帯となります。軽減額は5割軽減が948万7,200円、これが978万600円。また、2割軽減につきましては、軽減額が402万2,240円、これが402万400円と試算をされております。

附則でございます。第1条、この条例は公布の日から施行いたします。

第2条、改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については従前の例によります。

なお、御参考までに、参考資料としまして、7割、5割、2割の軽減につきまして、各世帯の合計所得の算出式を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第20号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。